

事務連絡
令和8年4月10日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和8年2月16日に東北局管内の立木販売において重大災害が発生し、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の災害は、伐倒作業の際、絡んでいたつるを地際から切断した後に伐倒したところ、隣接木がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり受災したと推定されるものです。

労働安全衛生規則等では、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせることとされています。

林災防規程では、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。

また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させることとされています。

つきましては、類似災害を防止するため、既に契約している請負事業体等に対して、別添1の災害概要を周知するとともに、法令遵守・基本動作の徹底を再度確認し、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう機会ある毎に要請するほか、関係職員への周知も併せてお願いいたします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和 8 年 4 月 6 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について (6 件目)

令和 8 年 2 月 16 日、東北森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、伐倒作業の際、伐倒木(シナノキ)を伐倒したところ、隣接木(ホウノキ)がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり受災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われ受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

加えて、「第14次労働災害防止計画」において林業が業種別の労働災害防止対策が必要なものとして重点事項に位置付けられ、伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和 9 年までに 50% 以上とする目標を掲げており、令和 6 年に 88.9% の事業場で実施されている一方、林業における死亡者数は、減少していない状況にある。今回の災害も含め、ガイドラインや法令等の遵守すべき事項が守られていないことによる労働災害の発生が主因と考えられる。

このことから、各森林管理局署においては、契約時における安全指導や現場巡視等のあらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業及び緊急連絡体制の整備に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

なお、立木販売において契約者が他の事業者に作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

さらに、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」(令和 7 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡)に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業者に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。

(林災防規程第59条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く）を行うときは、作業者に、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。

(安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。

また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させること。

(林災防規程第76条関連)

- 4 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除かせること。

(安衛則第477条、林災防規程第62条、63条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 5 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。

(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 (略)

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）抜粋

(調査及び記録)

第48条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかななければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 偏心木、片枝木、二又木、転倒木、欠頂木、空洞木、腐朽木、枝がらみ木、つるがらみ木、枯損木及び広葉樹の状況

(4)～(5) (略)

(作業計画)

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策

(4)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

(伐倒作業前の準備)

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

(1) (略)

(2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。

(3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。

(4) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

(障害物の取り除き)

第61条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

(退避場所の選定)

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。

(2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

(困難木の定義)

第72条 困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいう。

(1) 偏心木又は二又木

(2) 枝がらみの木又はつるがらみの木

(3) 裂け易い木

(4) あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木

(5) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）

(6) 急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木

(7) 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木

(つるがらみの木の伐倒)

第76条 会員は、第48条の調査の結果、伐採予定の森林内に第72条第2号のつるがらみの木がある場合は、作業計画に記載するとともに、伐採着手前につる類を根元から切り離し、つる類を枯らしておかななければならない。

2 会員は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知しなければならない。

3 会員は、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、第80条に基づき、同条第1号の業務に関して指名した者に判断させなければならない。

(指示を要する伐木)

第80条 会員は、第72条に定める困難木を伐倒する業務のうち、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 枝がらみの木、つるがらみの木の伐木の業務
- (2)～(6) (略)

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

- (1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。
- (2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日
付け基発1207第3号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等）等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
①	作業を行う場所
②	地形の状況
③	地質・水はけの状況
④	埋設物・架空線近接の状況
⑤	緊急車両の走行経路、緊急連絡先
⑥	携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
①	作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
②	伐倒の方法
③	伐倒の順序
④	かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
①	伐倒作業における退避場所の設定標示
②	伐木作業における立入禁止の設定標示
③	伐倒作業における合図の方法
④	伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
⑤	その他安全対策

表4～(5) (略)。

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1) 作業前の準備

ア (略)

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第2号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ (略)

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(3) 基本的伐倒作業

ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

図2～ウ (略)

エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとするために用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

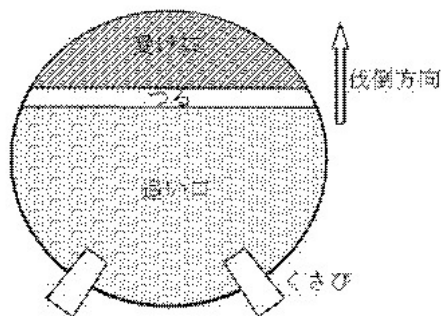


図3 くさびの打ち込み位置の例

オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(4) ~ (5) (略)

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概況)

<林野庁集計>

令和8年2月27日現在

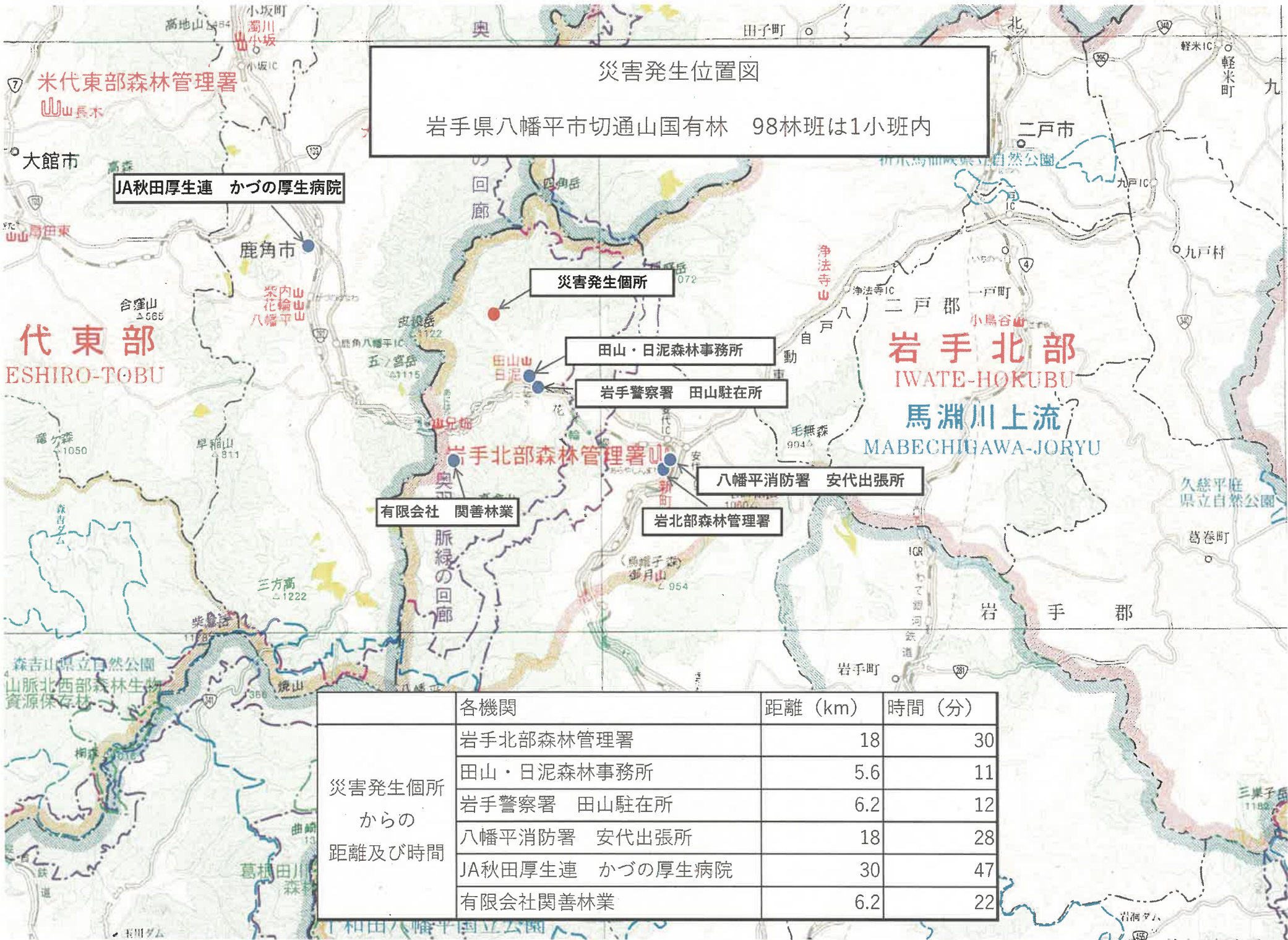
区分	生産	造林	林道	治山	その他	立販	樹木採取権	計
本年度累計	1	1	2			2		6
前年度同期累計	3					4		7
前年度計	3					5		8

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 岩手北部森林管理署
2 事業の種類	立木販売
3 災害発生日時等	令和8年2月16日(月)16時00分頃発生 (死亡：2月16日(月)18時50分、死因：外傷性くも膜下出血)
4 災害発生場所	岩手県八幡平市 切通山国有林98林班は1小班内
5 契約相手方	岩手県八幡平市日泥道ノ下76折壁薪炭共用林野組合 組合長 三浦 満
6 事業実行事業体	岩手県八幡平市作平109-1 有限会社関善林業 取締役 宇部 知恵子 (5との関係：下請負者)
7 被災者年齢等	年齢：83歳 性別：男 雇用区分：臨時雇 社会保険等加入状況：労
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は8時00分に現地に到着し、同僚2名とともにその日の工程や安全作業についてミーティングを行い、被災者はチェーンソーによる伐倒作業、同僚Aはグラップルで木寄せ作業、同僚Bは土場でチェーンソーによる造材作業に従事することとし各作業場所へ向かった。なお、作業配置は、常に3名が目視できる範囲で作業することとしていた。</p> <p>16時00分頃、被災者は、シナノキ(直径36cm、樹高24m(つる絡み))を伐倒するため、支障となるつる類や灌木等を除去し、伐倒を開始した。土場で造材作業をしていた同僚Bは、伐倒作業中の被災者の姿が見えないことに異変を感じ、約70m離れた箇所で作業していた同僚Aへ両手を振って異常を知らせた。同僚Bの合図に気づいた同僚Aは、被災者のもとへ駆け寄ったところ、被災者は地面にうずくまり意識がない状態であったため、16時07分に現地から携帯電話により救急車の要請を行った。</p>

<p>【ここより推定】</p>	<p>同僚Aは、同僚Bに公道に出て救急隊を案内するよう指示し、自らは被災者への心臓マッサージを実施した。 16時35分頃、救急車が到着し、救急隊により担架で救急車へ収容。17時00分頃に秋田県鹿角市にあるかづの厚生病院へ向けて搬送した。 16時20分頃、同僚Aは岩手北部森林管理署へ、災害発生の第一報を連絡した。 搬送後、18時50分、搬送先の病院において死亡が確認され、その後、検視のため被災者は警察署に移送された。</p> <p>現地の状況から、被災者は傾斜約25度の斜面で、シナノキ（直径36cm、樹高24m（つる絡み））を伐倒するため、シナノキに絡んでいたつるを地際から切断し伐倒を開始した。シナノキに絡んでいたつるは、約6m離れたホオノキ（直径14cm、樹高18m）の先端部にもつるがらみとなっていたことから、シナノキを伐倒した際につるがらみとなっていたホオノキがシナノキに引っ張られ地際から3mの位置で折損し、ホオノキの上部（直径14cm、長さ15m）が被災者の頭部を直撃し被災したものと推定される。</p> <p>なお、被災者はヘルメットを着用していた。</p>
<p>10 その他</p>	



災害発生位置図
 岩手県八幡平市切通山国有林 98林班は1小班内

災害発生個所

田山・日泥森林事務所

岩手警察署 田山駐在所

八幡平消防署 安代出張所

有限会社 関善林業

岩手北部森林管理署

JA秋田厚生連 かつの厚生病院

	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生個所からの距離及び時間	岩手北部森林管理署	18	30
	田山・日泥森林事務所	5.6	11
	岩手警察署 田山駐在所	6.2	12
	八幡平消防署 安代出張所	18	28
	JA秋田厚生連 かつの厚生病院	30	47
	有限会社関善林業	6.2	22

災害発生位置図（2万分の1）

岩手県八幡平市切通山国有林 98林班は1小班内



災害発生箇所

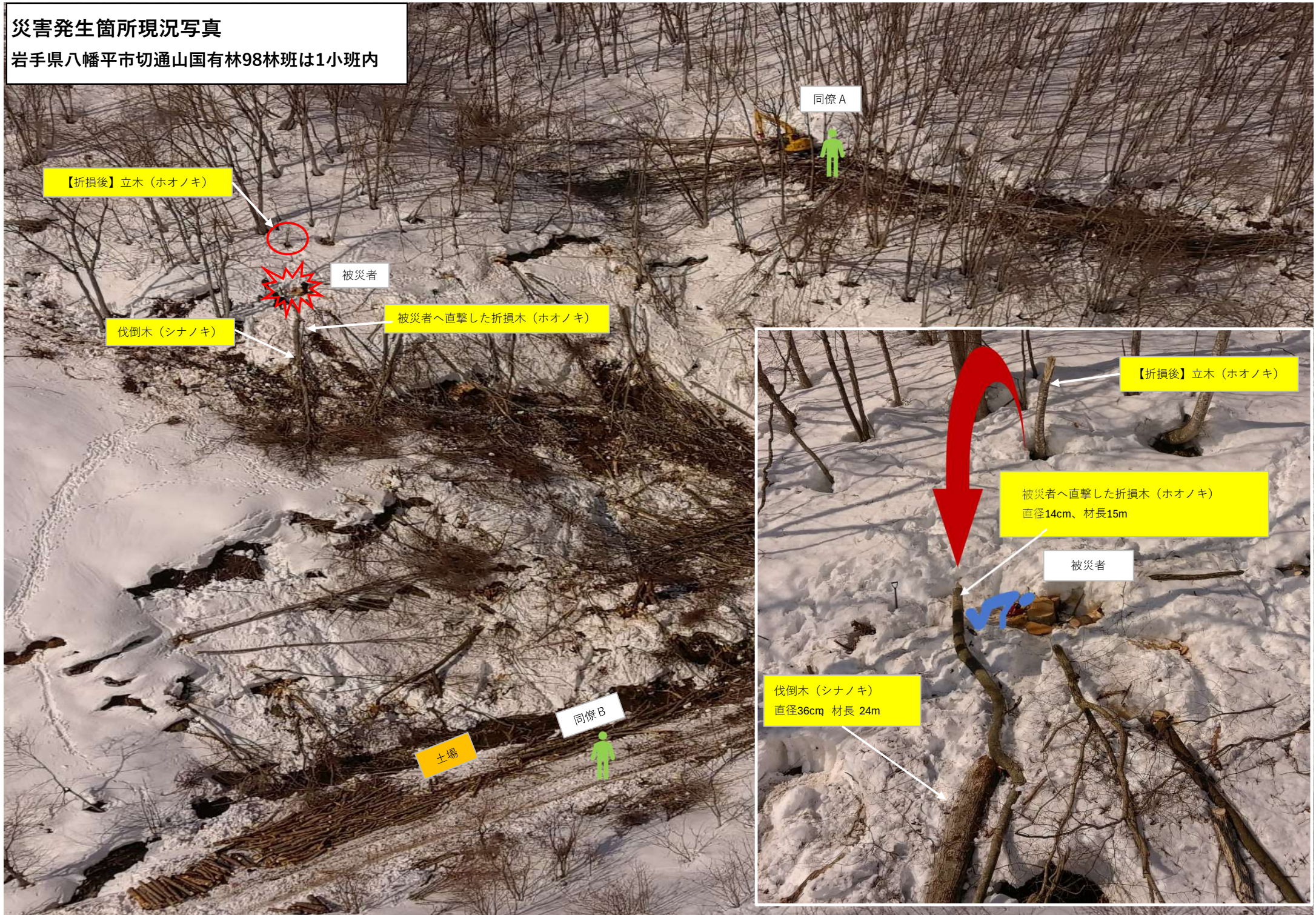
救急車待機場所

主要地方道 田山花輪線

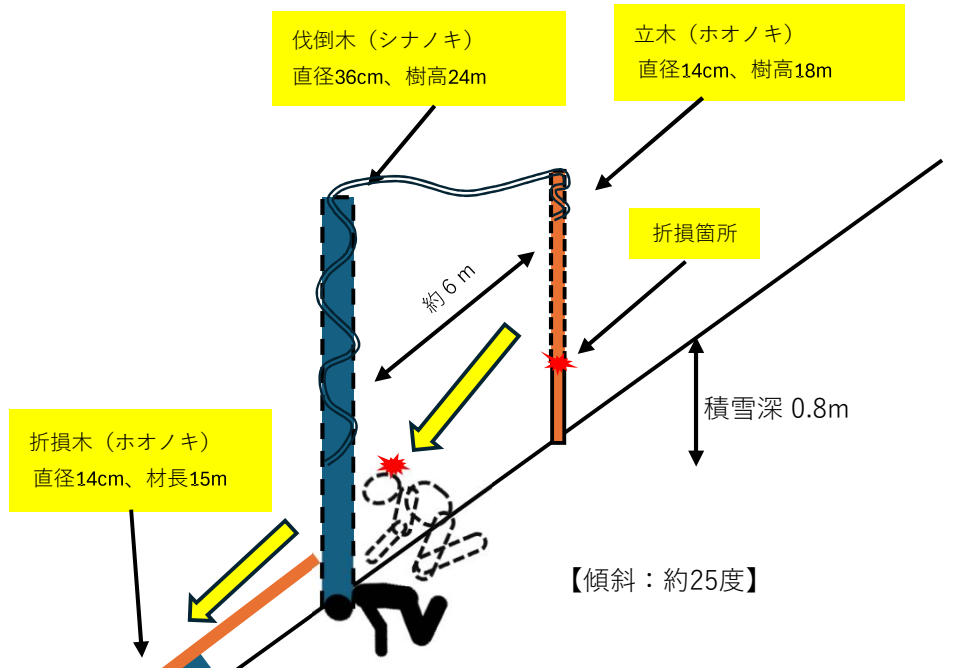
凡例	
災害発生箇所	●
立木販売箇所	□
主要地方道 田山花輪線	—
作業道（作設中）	—
救急車待機場所	●

災害発生箇所現況写真

岩手県八幡平市切通山国有林98林班は1小班内



災害発生箇所 見取り図【断面図】
 岩手県八幡平市切通山国有林98林班は1小班内



つるがらみ状況写真

岩手県八幡平市切通山国有林98林班は1小班内

折損し頭部に直撃したホオノキ

伐倒したシナノキ

